

水道管布設工事における配水管技能者の配置について

美馬市水道部では、水道部が発注する耐震管を使用する水道工事において、耐震管を布設する技術をもつ技能者（以下「配水管技能者」という）の配置を義務づけています。令和6年度における入札をはじめとする工事受注を希望する業者については以下の内容を確認のうえ、「配水管技能者等技術者名簿」の届出を行ってください。

1. 配水管技能者の資格及び対象工事

(1) 水道用ダクタイル鋳鉄管工事

配置対象工事	配水管技能者の資格	登録区分
φ500mm未満のダクタイル鋳鉄管耐震継手管(GX形・NS形)を含む工事	配水管技能者として公益社団法人日本水道協会に登録されている者	「耐震登録」または「耐震継手」
	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を有する者	「耐小」(耐震管φ450mm以下)

※配水管工技能講習会(公益財団法人日本水道協会主催)受講修了者に交付される登録証の有効期限は発行から5年間です。有効期限を迎える登録証は更新手続きが必要です。

(2) 水道配水用ポリエチレン管工事

配置対象工事	配水管技能者の資格
水道配水用ポリエチレン管を含む工事	配水用ポリエチレンパイプシステム協会の配管施工講習会(配水管用)の受講修了者または旧団体(「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」)の施工講習会の受講修了者 また、これと同様に各メーカーが実施する講習会を受講し、受講証を取得した者

2. 配水管技能者の配置

令和4年度より上記対象工事の受注にあたっては、受注者に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する配水管技能者の配置を義務付けております。**令和6年度の対象工事を受注した場合は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかが配水管技能者であることが必要です。**

3. 建設工事入札参加資格について

建設工事入札参加資格審査申請時点において、配水管技能者がいない場合でも「水道施設工事」の登録を希望することはできますが、指名競争入札による発注の場合は指名選定時に、また一般競争入札による発注の場合は入札参加資格確認申請時に配水管技能者がいないと入札参加要件を満たさないことになるため、入札に参加することができません。また、工事を受注した際に主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの者が配水管技能者として配置できない場合は、請負業者となることができず、その場合は、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）に基づく入札参加資格停止となる場合があります。（ただし、上記「1. 配水管技能者の資格及び対象工事」で規定する配置対象工事を発注する場合に適応します。）

4. 水道施設工事の指名競争入札に係る名簿の新規・更新届出について

【新規届出】

水道部が発注する水道施設工事の**指名競争入札に参加を希望する場合**、配水管技能者等技術者名簿（別紙）を美馬市水道部施設課へ届け出てください。**（一般競争入札にのみ参加を希望する場合は、名簿の届出は不要です。）**

【更新届出】

配水管技能者等技術者名簿を届け出ている業者については、適用期間満了日までに**名簿を更新する必要があります。**令和6年6月1日以降の指名競争入札の参加を希望する場合は、配水管技能者等技術者名簿（別紙）を届け出てください。

届出期限までに届け出がない場合は、**令和6年6月1日以降の指名競争入札に参加できない**場合がありますので予めご了承ください。

●届出時の留意事項

① 届出者の要件

市内業者（準市内業者）※建設業法上の営業所が美馬市内にある者

② 届出期限

令和6年5月31日まで

※ 届出期限以降も受付可能ですが、**届出日より令和6年6月1日以降の指名競争入札に参加できない**場合があります。

③ 有効期間

【新規届出】

届出の受付日翌日から令和7年5月31日まで

【更新届出】

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

（届出日が令和6年6月1日以後の場合は、受付日翌日からとする。）

5. 給水装置工事について

美馬市指定給水装置工事事業者（指定工事店という。）として指定を受けていない者は、対象工事と併せて発注する給水装置工事が含まれる工事を請け負うことができません。

6. 各資格取得先情報

日本水道協会 <http://www.jwwa.or.jp/haikan/>

日本ダクタイトイル鉄管協会 <https://www.jdpa.gr.jp/events/training/index.html>

問い合わせ先

〒777-8577

美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地

美馬市水道部施設課

電話0883-52-2350 FAX0883-52-5535